

第七十一回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第五十二号

昭和四十八年九月十二日(水曜日)

午後三時十六分開議

出席委員

委員長 佐々木義武君

理事 坂谷 忠男君 理事 坂村 吉正君

理事 藤本 孝雄君 理事 渡辺美智雄君

理事 柴田 健治君 理事 美濃 政市君

理事 津川 武一君

理事 笠岡 喬君

理事 左藤 恵君

理事 白濱 仁吉君

理事 藤波 孝生君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 安田 貴六君

理事 島田 琢郎君

理事 湯山 勇君

理事 瀬野栄次郎君

理事 神田 大作君

出席國務大臣

農林 大臣 櫻内 義雄君

出席政府委員

林野庁長官 福田 省一君

水産庁長官 荒勝 巖君

水産庁次長 安福 教夫君

委員外の出席者

林野庁林政部長 平松甲子雄君

林野庁指導部治 鈴木 郁男君

山課長 山課長

農林水産委員会 調査室長 尾崎 毅君

委員の異動

九月十二日

辞任

金子 岩三君

補欠選任

藤波 孝生君

第一類第八号

農林水産委員会議録第五十二号

昭和四十八年九月十二日

丹羽 兵助君 左藤 恵君

湊 徹郎君 松永 光君

同日

辞任

左藤 恵君 補欠選任

藤波 孝生君 丹羽 兵助君

松永 光君 金子 岩三君

湊 徹郎君

本日の会議に付した案件

水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案起草の件

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一九号)

小委員長からの報告聴取

水銀等の汚染による被害漁業者等に対する基本対策等に関する件

○佐々木委員長 これより会議を開きます。

農林水産委員会の振興に関する件について調査を進めます。

この際、水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通対策について、水産被害対策小委員長から小委員会の調査の経過並びに結果につきまして報告したい旨の申し出があります。これを許します。水産被害対策小委員長坂谷忠男君。

○坂谷委員 水産被害対策小委員会における審査の経過及び結果の概要について御報告申し上げます。

小委員会では、去る六月十三日の本委員会設置が決定され、六月二十日十三名の小委員が指名され、私が小委員長をとめることになったのであ

ります。

その後、七月三日に第一回小委員会を開催し、環境庁、厚生省、中小企業庁、水産庁等関係各省庁の関係者から、水銀等の汚染による被害漁業者等に対する救済対策について政府が今日までに講じた対策を中心に説明を聴取し、以後七月十三日、同二十日、八月二十三日、同三十日、九月七日及び九月十一日の七回にわたって精力的に小委員会または小委員懇談会を開催して、本問題について熱心な協議懇談を重ねてまいりました次第であります。

本問題に關しましては、去る六月、政府においては、最近における水銀等汚染問題の重要性と緊急性にかんがみ、行政機関相互間の事務の緊密な連絡をはかるとともに、総合的かつ効果的な対策を推進するため、環境庁に環境庁長官を議長とする水銀等汚染対策推進会議を設置し、魚介類について水銀の暫定基準の設定、水銀関係工場の総点検、水銀の排出規制、全国的な環境調査の実施等各種の対策を打ち出し、その推進をはかっていたところであります。

特に、その対策の一環として、対象地域二十二府県における被害漁業者等に対して、緊急つなぎ融資措置を講ずることを決定し、融資規模は、被害漁業者等三百二十億円、被害中小企業者二百億円、合計五百二十億円とし、貸し付け条件は未端金利三%として天災融資法に準じて措置することとしたのであります。

しかしながら、小委員会の協議懇談を通じて、政府の講じようとする対策の内容は、対象地域を一部の府県に限定しており、被害の実態に十分対応していないこと、また、行政措置のみによって対処しようとするため、融資機関が受けた損失を補償する措置が欠けること等、救済対策を講ずる上で重要な問題点が残されていること、さらに、

政治的にも、この際天災融資法に準じた法制を確立し、その制度の中において前述の問題点の解決をはかることが適切であるとの意見が多く、小委員から述べられ、また、水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案が試案として角屋小委員などから提示されたのであります。

その後、与党小委員からも同様趣旨の法律案が提示され、両者の内容の相違点の調整に鋭意努力を重ねてまいりましたところであります。

その結果、内容の大部分の点については調整が進み、合意が得られたのであります。被害対象地域を特定地域と特定地域以外の地域とに区分し、融資の貸し付け条件等に若干の軽重の差を設けるとともに、融資機関に対する損失補償の有無について格差をつける点については、これらはいずれも制度の重要な事柄であるだけに容易に調整が進まず、最も苦慮したところであります。

その後、九月に入るに及びまして、小委員会としては本対策の緊急性等にかんがみ、大局的見地から残された問題点については小委員会の協議を今後も続行すること、あるいは別途本委員会決議を行ない、漁業被害基本対策を確立すること、特別措置法の運用について配慮すること等を強く政府に要請することとし、この際は、ただいま委員各位のお手元に配付してありますとおりの特別措置法案を起草することとし、早期にこれが成立をはかるべきであるとの結論に小委員各位の合意が得られた次第であります。

何とぞ、小委員会が起草いたしました水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案を委員長提出の法律案とされますことをお願い申し上げます。小委員会の報告といたします。

○佐々木委員長 これにて小委員長からの報告は

終わりました。

○佐々木委員長 次に、水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案起草の件について議事を進めます。

水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、事業活動に伴い排出された水銀等により水産動植物が汚染されていること又は汚染されているおそれがあることに起因する漁業の操業の停止、水産物(水産加工物を含む。以下同じ。)の販売の不振等により損失を受けた漁業者、水産加工業者、水産物販売業者等に対する事業の経営又は生活に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じ、もつてこれらの者の事業の経営と生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「水銀等」とは、水銀、ポリ塩化ビフェニールその他の他人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質をいう。

2 この法律において「被害漁業者等」とは、次の各号に掲げる者であつて、指定区域内に住所を有し、かつ、事業活動に伴い排出された水銀等により水産動植物が汚染されていること又は汚染されているおそれがあることに起因する漁業の操業の停止、水産物の販売の不振等による昭和四十八年五月二十二日以後における収入の減少の額が政令で定める基準に該当する旨の市町村長(特別区の区長を含む。)の認定を受けたもの及び第一号に掲げる者に係る指定区域内に住所を有する水産業協同組合をいう。

一 漁業をおもな業務とする者(水産業協同組合を除く。)であつて政令で定めるもの
二 水産加工業をおもな業務とする者(水産業協同組合を除く。)であつて政令で定めるもの
三 水産物の販売業をおもな業務とする者(水産業協同組合を除く。)であつて政令で定めるもの
四 前各号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として政令で定める者

3 前項の指定区域は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に掲げる区域とする。
一 前項第一号に掲げる者 旧市町村の区域(昭和二十八年九月三十日現在における市町村の区域をいう。以下この号において同じ。)

二 前項第二号に掲げる者 前号に掲げる区域及び第三号に掲げる区域
三 前項第三号及び第四号に掲げる者 市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を有する同項第二号、第三号及び第四号に掲げる者(以下この号において「居住水産物販売業者等」という。)であつて同項に規定する収入の減少の額が同項の政令で定める基準に該当するもの、及び当該居住水産物販売業者等の総数の百分の十以上であると認めて都道府県知事が指定する旧市町村の区域

四 前項第三号及び第四号に掲げる者 市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を有する同項第二号、第三号及び第四号に掲げる者(以下この号において「居住水産物販売業者等」という。)であつて同項に規定する収入の減少の額が同項の政令で定める基準に該当するもの、及び当該居住水産物販売業者等の総数の百分の十以上であると認めて都道府県知事が指定する市町村の区域
この法律において「特定地域」とは、事業活動に伴い排出された水銀等により水産動植物が汚染され又は汚染されているおそれがある水域に係る地域及び当該水域の周辺水域に係る地域であつて、漁業、水産加工業又は水産物の販売業の経営に対する当該汚染等の影響が著しいと認められる地域として政令で定める地域をいう。

5 この法律において「経営資金」とは、水産業協同組合、農林中央金庫、中小企業等協同組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民金融公庫その他政令で定める金融機関(以下「融資機関」という。)が、被害漁業者に対し、当該事業の経営に必要な資金又は生活に必要な資金として昭和四十八年十二月三十一日までに貸し付ける資金であつて貸付金額、償還期限、利率等が政令で定める基準に該当するものをいう。(国庫補助)

第三条 都道府県及び市町村は、融資機関が経営資金を貸し付けるときは、当該貸付けに係る経営資金につき利子補給を行なう旨の契約及び当該経営資金を貸し付けたことによつて当該融資機関が受けた損失を補償する旨の契約を、当該融資機関と結ぶことができる。

2 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、次の各号に掲げる経費の全部又は一部を補助する。
一 市町村が、融資機関との契約により、当該融資機関が貸し付けた経営資金につき利子補給を行なうのに要する経費の一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

二 都道府県が、融資機関との契約により、当該融資機関が貸し付けた経営資金につき利子補給を行なう場合における当該利子補給に要する経費
三 市町村が、融資機関との契約により、当該融資機関が経営資金(特定地域内に住所を有する被害漁業者等)に対して貸し付けるものに限る。以下この条において同じ。)を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該融資機関に対し補償するのに要する経費の百分の八十以内を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

四 都道府県が、融資機関との契約により、当該融資機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失を補償する場合における当該損失補償に要する経費

該融資機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失を補償する場合における当該損失補償に要する経費

五 市町村が、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、中小企業等協同組合である協同組合連合会、商工組合連合会、商店街振興組合連合会、中小企業金融公庫又は商工組合中央金庫(以下「連合会等」という。)との契約により、経営資金を貸し付けようとする漁業協同組合、水産加工業協同組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合又は商店街振興組合(以下「組合」という。)に対し当該資金に充てるための資金を当該連合会等が貸し付けたことによつて受けた損失を、当該連合会等に対し補償するのに要する経費の百分の八十以内を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

六 都道府県が、連合会等との契約により、経営資金を貸し付けようとする組合に対し当該資金に充てるための資金を当該連合会等が貸し付けたことによつて受けた損失を、当該連合会等に対し補償する場合における当該損失補償に要する経費

3 前項第三号から第六号までの契約には、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。
一 融資機関又は連合会等は、当該契約により損失補償を受けた後も、善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二 融資機関又は連合会等は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これをもつて当該融資について損失補償を受けたい損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県又は当該市町村に納付しなければならないこと。

二 融資機関又は連合会等は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これをもつて当該融資について損失補償を受けたい損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県又は当該市町村に納付しなければならないこと。

三 融資機関は、被害漁業者等に対する経営資金の貸付けの契約において、当該被害漁業者等が水産動植物の汚染の原因となつた水銀等を排出した事業者から当該貸付けに係る損失の填補を受けたときは、すみやかに、その填補を受けた額の限度において、当該契約に係る債務を弁済すべき旨を定めるべきこと。

4 第二項第三号から第六号までの損失は、融資元本の償還期限の到来後政令で定める期間を経過してもなお元本又は利息（政令で定める遅延利息を含む。）の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額とする。

第四條 前条第二項の規定により政府が都道府県に対して交付する補助金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に従い、当該各号に掲げる額の範囲内とする。

一 前条第二項第一号及び第二号に掲げる経費のうち、特定地域内に住所を有する被害漁業者等に対して貸し付けられた経営資金に係る経費 当該利子補給額の百分の六十五に相当する額又は当該利子補給の対象となつた融資機関ごとの貸付金の総額に年三・五七五パーセント以内において融資機関ごとに政令で定める率を乗じて得た額の合計額のいずれか低い額

二 前条第二項第一号及び第二号に掲げる経費のうち、前号の被害漁業者等以外の被害漁業者等に対して貸し付けられた経営資金に係る経費 当該利子補給額の百分の五十に相当する額又は当該利子補給の対象となつた融資機関ごとの貸付金の総額に年二・七五パーセント以内において融資機関ごとに政令で定める率を乗じて得た額の合計額のいずれか低い額

三 前条第二項第三号から第六号までに掲げる経費 当該損失補償額の百分の五十に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十五に相当する額のいずれか低い額

（政府への納付金）

第五條 第三條第二項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関又は連合会等から同条第三項第二号の事項を含む損失補償契約により同号の納付金の納付を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

2 第三條第二項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、当該都道府県から補助金の交付を受けた市町村が融資機関又は連合会等から同条第三項第二号の事項を含む損失補償契約により同号の納付金の納付を受けたときは、その一部を当該市町村が都道府県から補助を受けた割合に応じて当該市町村から納付させ、その納付金の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

（補助金の打ち切り又は返還）

第六條 政府は、都道府県若しくは市町村がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は都道府県若しくは市町村と第三條第二項第三号から第六号までの契約を結んだ融資機関若しくは連合会等が同条第三項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に対して交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（報告及び検査）

第七條 主務大臣は、経営資金の貸付けが適正に行なわれているかどうかを知るために必要があると認めるときは、当該経営資金を貸し付けた融資機関から報告を徴し、又はその職員をして融資機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（権限の委任）

第八條 前条第一項の規定による主務大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

事業活動に伴い排出された水銀等により水産動植物が汚染されたこと又は汚染されているおそれがあることに起因する漁業の操業の停止、水産物の販売の不振等により損失を受けた漁業者、水産加工業者、水産物販売業者等の事業の経営と生活の安定に資するため、これらの者に対する事業の経営又は生活に必要な資金の融通を円滑にする措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十八年度において約六億円の見込みである。

○佐々木委員長 本草案の趣旨、内容につきまして、ただいま小委員長の報告にありましたので、説明を省略いたします。

別に発言の申し出もありませんので、この際、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見があればお述べ願いたいと存じます。櫻内農林大臣。

○櫻内農林大臣 ただいま農林水産委員会委員長から提出のありました水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案については、政府としてはやむを得ないものと認めます。

○佐々木委員長 おはかりいたします。

水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案起草の件につきましては、ただいまの小委員長からの報告にありました、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐々木委員長 起立総員。よって、さよう決定いたしました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

小委員長並びに小委員各位には、まことに御苦勞さまでございました。

○佐々木委員長 この際、角屋堅次郎君外四名から、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五派共同提案にかかる水銀等の汚染による被害漁業者等に対する基本対策等に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者から趣旨の説明を求めます。角屋堅次郎君。

○角屋委員 私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五派を代表して、水銀等の汚染による被害漁業者等に対する基本対策等に関する決議案について、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

水銀等の汚染による被害漁業者等に対する基本対策等に関する件（案）

最近における水銀、PCB等による一部魚介類の汚染問題は、水産食品の安全性に対する国民の不安、不信を引き起し、その結果関係漁業

者等は、漁業の操業の停止、水産物の販売の不振、魚価の低落等により甚大な損害を被り、その経営はもとより生活さえ危機に陥る等大きな社会問題となつたことは周知のところである。かかる猶予し難い実情に徴して、本委員会には特に小委員会を設置して協議を重ね各党の歩み寄りにより、当面、緊急対策として特別措置法を制定してつなぎ融資措置を講ずることとした次第であるが、汚染漁場の復旧等の根本対策は今後に残された課題となつていゝところである。

よつて、政府は、汚染状況の調査を急ぐとともにその結果等をも勘案しながら、将来にわたつて国民が安心して魚介類を食膳に供することができるようすみやかに左記の事項を考慮して必要な立法措置を含む公害による漁業被害基本対策の確立を図る等魚介類の安全性の確保、汚染漁場の復旧および被害漁業者等の救済に万遺憾なきを期すべきである。

記

一 公害による漁業被害基本対策の確立

公害による漁業被害対策事業を適確に実施し、国民の水産動植物に対する不安、不信を除去するため、次の事項を主な内容とする基本対策を確立すること。

(一) 政府又は地方公共団体は、沿岸海域（内水面を含む）等における水質、底質及び水産動植物の有害物質による汚染の態様を明らかにするために必要な監視、測定等を計画的に実施すること。

政府は、必要な人員の養成確保及び器械の整備について助成措置を講ずること。

(二) 有害物質により水質、底質及び水産動植物の汚染の著しい沿岸海域については、汚染防止事業を実施すること。

(三) 主務大臣又は都道府県知事は、汚染水域における漁業の操業の制限および関係漁業者等に対する救済措置を講ずること。

(四) 二による汚染防止事業の施行および(三)に

よる救済措置に要する費用は、加害者負担を原則とすること。

二 特別措置法の運用についての配慮

今回の特別措置法によるつなぎ融資措置についても被害の実態に即して被害地域の指定に配慮を加え、被害漁業者等の利子負担の軽減、地方公共団体の財政負担に対する財源措置等についてきめ細かく所要の措置を講ずること。

三 まぐろ漁業者等に対する融資措置

今回の特別措置法によらないまぐろ漁業者、はまち養殖漁業者等については、政府および地方公共団体が行政措置等により利子補給を行ない低利融資を受けることができるよう別途措置すること。

右決議する。

次に、決議案の趣旨を簡単に申し上げます。先ほど仮谷小委員長の御報告の中で、本衆議院農林水産委員会におきまして五月二十二日以降に起こりました水銀等の汚染による被害漁業者等に対するところの諸問題につきましては、特に本委員会として異例ともいへべき有明、八代海岸におけるところの漁業被害問題についての実態調査等も行ない、それに基づきまして、本委員会でも真剣な議論を重ねられ、さらにまた、六月十三日に、特に本問題の重要性から小委員会が設置され、小委員会におきましては、先ほど仮谷小委員長御報告のとおり、前後七回にわたりまして真剣な議論、懇談等を通じ、先ほど御提起になりました融資措置についての立法が取りまとめられたことは御報告のとおりでございます。

しかし、今後の問題といたしましては、さらにこの決議案の前段部分にもありますように「汚染漁場の復旧等の根本対策」も含めて今後に残されておる課題があるわけであります。その点等も含めて本決議案を出すことにいたしましたわけでございます。

第一項の「公害による漁業被害基本対策の確立」の内容の問題につきましては、小委員会でも議論

いたしました際に、この「基本対策」という趣旨の中には、前段の中にも明らかにされておりますように、必要な立法措置を含む基本対策、こういう趣旨で合意をいたしておるところでございます。

さらに、決議の内容の第一項の(三)の問題につきまして「汚染水域における漁業の操業の制限」、こういうことはございしますが、この制限の中には、必要な場合には禁止等も含むという趣旨を含めております。さらに「関係漁業者等に対する救済措置」の問題については、これは補償等の問題も含めた広い意味の救済措置の趣旨でございます。

以上に基づいて、第一項の問題については必要な立法措置を含む基本対策の確立が合意をされたわけでございます。

第二項の「特別措置法の運用についての配慮」の問題であります。仮谷小委員長から御報告の中にもありましたように、野党からの試案の提案があり、与党から、さらに政府・与党内部で真剣に受けとめられて立法に踏み切られる経過がございました。その試案と与党から出されました案との関係においていろいろ協議を重ねてまいりましたが、国会の今日の状況から見ても、大局的な判断で緊急に第一線の要請にこたえる立法措置を講じなければならぬ、こういうことで合意をしたわけでございます。

したがって、今後の運用の問題については、この決議案の内容にもありますように「被害地域の指定」の問題については、すでに予定をされておるところも特定地域についてあるわけでございしますが、被害の実態に即してさらに追加すべきものの問題が出てまいります場合にはこれを追加するということの配慮を加えるという趣旨が中に含まれておるわけでございます。

「被害漁業者等の利子負担の軽減」の問題については、この深刻な事態から見ても、できる限り被害漁業者については無利子にしたいというののがお互いの気持ちでございますが、特定地域については行政的に加害事業者等の関連において利子負

担がないような形でいろいろ検討されておるわけでございますが、そういう趣旨等も含めまして「被害漁業者等の利子負担の軽減」、こういうふうな附帯決議ではあらわしておるわけでございます。

「地方公共団体の財政負担に対する財源措置等についてきめ細かく所要の措置を講ずる」の問題については、先ほどの特別措置法の中では、地方公共団体に利子補給の財源の問題、あるいは特定地域でないその他地域における損失補償のついていない問題等も含めまして、やはり地方公共団体の財政負担が過重にならないような財政配慮をきめこまかくする必要がある、こういう趣旨を含めて特別措置法の運用についての配慮ということでございます。

第三項の「まぐろ漁業者等に対する融資措置」の問題については、先ほど決定されました特別措置法案の中でも、はまち養殖漁業者については五十万円までは本特別措置法の中に含まれるわけですが、それ以外の、さらに三百万までのワクの部分については行政措置として考えておるわけでありまして、その趣旨を含めたはまち養殖漁業者の決議の趣旨になっておることを御理解願つておきたいと思ひます。

なお、まぐろ漁業者については、政府といたしまして、本法の適用によらずして、行政措置として別途検討がなされ、準備がなされておるわけでありまして、その趣旨を含めて本決議案では「今回の特別措置法によらないまぐろ漁業者、はまち養殖漁業者等」と書いてありますのは、この種公害では今後いろいろな問題が新しく提起される場合があるからで、ここで「等」と特にならわしておるわけでございます。以上の点を決議の第三項で「政府および地方公共団体が行政措置等により利子補給を行ない低利融資を受けることができるよう別途措置すること。」というふうなあらわしたわけでございます。

なお、小委員会は前後七回にわたりまして真剣な議論の過程におきまして、委員各位のたいへん熱心な検討が行なわれ、また、大局的見地から融資

についての取りまとめができたことは、本委員会として高く評価をすべきことと考えております。

今後の問題については、第一項の決議の内容等も含めて大きな課題が残っており、その中で、さらに本委員会の理事会等の御了承を得て、小委員会が継続をする形の中で本委員会としてさらに努力していく問題である、こう考えておるわけでございまして、そのことも含めて決議案の趣旨について説明を申し上げる次第でございます。

何とぞ以上の決議案の趣旨を御了承願ひまして、満場一致御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。御発言もないようでございますので、直ちに採決いたします。

角屋堅次郎君外四名提出の水銀等の汚染による被害漁業者等に対する基本対策等に関する件の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立総員。よって、本件は本委員会の決議とすることに決しました。

この際、本決議について政府より所信を求めます。櫻内農林大臣。

○櫻内農林大臣 ただいまの決議につきまして、今後慎重に検討いたしてまいりたいと存じます。

○佐々木委員長 ただいまの決議について議長に対する報告及び関係当局への参考送付等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう取り計らいます。

○佐々木委員長 内閣提出、森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案を議題とし、

審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。林孝矩君。

○林(孝)委員 森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案に対して質問を行ないます。

最初に、高度経済成長のもとで森林の経済的機能、すなわち木材需要が衰えない、そういう状況の中で他面環境保全という問題が重視されておるわけでございまして、森林の公益的機能の要請がますます強くなっていく、そういう中で今回この森林法の改正という問題が提起されているわけであります。

まず最初にお伺いしたいことは、林業行政の基本、どのような基本的姿勢をもって私の前段申し上げましたような状況に対して国民にたいえようと思われているか、その基本的施策についてお伺いしたいと思います。

○櫻内農林大臣 ただいま御発言の中にもございましたように、今後の林野行政の上におきまして、公益的な機能を重視していかなければならぬ要素がますますふえてまいっているわけであります。一方におきまして、住宅あるいは文化生活上欠くべからざる紙等に対する経済的な需要も非常にふえてきておるわけでございしますが、こういう公益的な目的、経済的目的の調和の上に立ちまして、これからの林野行政をしていかなければならぬというものが基本でございしますが、特に最近におきましては、公害問題がきびしく批判をされております。これからの日本国民の生命の上に果たしておられるところの林野の自然の浄化的作用、こういうものがきわめて肝要なことでございます。こういう機能をもし無視していきましますならば、日本民族の長い将来の上におきましては、大きな影響を生じてくることは言をまたないところでございます。

したがって、公益的機能、経済的機能の調和の上にこれからの行政を考えていくとは申しながらも、そのような重要な点を考えますときに、

次第に公益的機能のほうに重きが加わってきておるように私としては見ておるわけでございしますが、いずれにいたしましても、こういう大事な機能の上に立てたのだから林野行政を進めてまいりたいと思っております。

○林(孝)委員 そこで、森林法第一条に、森林の保護増進、森林生産力の増進、こういうものをはかるという立法目的がありますけれども、この第一条の法律の目的が昭和二十六年に立法された当時と今日と、その社会的背景あるいは解釈あるいは事情の変更、そういうものを考えてみますと、この文言どおりに読んでいきますと、森林の生産力の増進というところがこの森林の計画あるいは基本的事項の中に重要な位置を占めておって、いま大臣が答弁なさった公益的機能、そういうものに対する考え方非常に変化をされているのではないかと。したがって、当然、この第一条の森林法の目的等に対する解釈並びに法律改正という問題も議論された、私はそのように推測するわけでありますけれども、その点の経緯はいかがですか。

○平松説明員 ただいま先生から御指摘がございましたように、第一条には「森林の保護増進と森林生産力の増進」ということばがございます。この場合の森林と申しますのは、ただ単に土地の上に立っておりまして竹木をいうことではございせん、土地を含めた総合資源としての森林といたしまして、そういうものの保護増進と森林生産力というところでは、国土の保全機能、水資源の涵養なりあるいは環境の保全というものと木材の生産の機能、そういうものを総合した森林の生産力、総合資源としての森林の生産力というふうなこの条文を読むことができますと解釈いたしますので、そういう意味において、第一条はわれわれが今回森林法の改正で提案いたしました事項も十分包括しておるというふうに考えておるわけでございします。

○林(孝)委員 その次に、当然なこととして地域森林計画というものの重要性が大きくなるわけでありまして、まず、森林計画の対象となる民有林区をどこで線を引くのかということが非常に大切な作業であると思っております。都市化の進む中で、都道府県によってその受け入れる受けとめ方等も異なってくることは当然と思っておりますが、この線引きの基準というものをどのように考えられておるか。それから、法案の中に、森林として利用することが相当でない民有林とありますけれども、具体的にどのような林地をさすのか。その二点についてお伺いしたいと思います。

○平松説明員 今回改正案を提出いたします前の現行の森林法におきましては、地域森林計画の対象の森林には限定をしておりました。ところが、いま申し上げたように、今回森林法の改正を行なうにあたりまして、森林施策というものの点についての計画性を持たせる、そして森林としての公益的機能の発揮をいよいよ期待するという観点で、森林計画制度について見直しをするという観点で、国土総合開発法との関連も考慮いたしまして、地域森林計画の対象とする森林というものを、いままでのように土地の上に立っておりまして立木はすべて対象とするというところでなしに、やはり森林としてわれわれが保護増進していくという、対象とするものを限定していったほうがよろうというふうな考えにたつてございします。

その際、どういふものが除外されるかというところとございしますけれども、森林というものは、ただ現在土地の上に立木竹が立っておりまして、大体で相当な効用があるわけでございしますから、大体において、現在土地の上に立木竹が立っておりましていふものについては、これを地域森林計画の対象としていくということでもよろうと考えるわけでございしますけれども、○三ヘクタール前後というふうな非常に小規模の飛び飛びの団地というふうな形で、森林としての機能もそれほど大きくないと考えられるものであるとか、あるいは公的な計画、都市計画事業の対象とかいう形で、もうすでに森林以外にすることがはっきり確定しておるもの、そういうものは地域森林計画の対象から除

外して、差しかえないのではないかと、ふうに考えて、そういうものについては地域森林計画の対象から除外しようというのを考えたわけでございます。ただ、森林として利用することが必要であるというのだけにとどまらず、現在森林であることが相当であるものは、すべて地域森林計画の対象として包含しようという基本的な態度で対したいと考えておるわけでございます。

○林(孝)委員 いまの答弁の中で二つの基準が示されたわけですが、○三ヘクタール前後の小規模の飛び地の林地、それから公的都市計画の対象となつていない林地、こういうものは除外するというものでいいわけですね。

そうしますと、いま非常に心配されておるのもうすで、大手デベロッパーによって買い占められておる林地というものが、この区域指定から除外されるということになってくると私は思うわけですが、それと解釈していいですか。

○平松説明員 私どもが今回森林法の改正の対象としておられます森林の開発規制ということについて、考え方でございますが、私どももいたしましては、森林の所有者がだれであらうと、現在森林の体をなしておるものについて、森林でないような形にすることを規制しようというふうな考えで、おるわけでございますから、かりに大資本が森林を買い占めようという事態があるというたしとしても、その買い占めをしておるということだけで森林法の今回の開発規制の対象から除外するということとは全然考えておりません。

○林(孝)委員 それでは、所有者がだれであるということは別問題にしても、いわゆる公的都市計画というものの基礎に、いくつもの山林が買い占められておる。これは現実の問題です。そういうものは除外するということになりますと、じゃ、この線引きの基準を適正に、そして大臣が先ほど答弁された公的機能というものを十分に果たすために、責任をもって判断するのは一体だれなんだろう。その点はつきりしておきたいと思ひます。

○平松説明員 地域森林計画の対象としてどういう森林を選ぶかということにつきましては、地域森林計画は都道府県知事が決定することになっておるわけでございますから、その対象の森林をどこに置くかということについては都道府県知事が決定をするということになるかと思ひます。もちろんその地域森林計画の決定にあたりましては都道府県の森林審議会の議を経るということになっておりますから、当然そういう審議会において皆さんの御意見を聞くということになるかと思ひます。

それから、先ほど私が除外例として申し上げました中で、ちょっと舌が足りなかつたので補足しておきたいと思ひますが、都市計画のように、公的な計画で線引きが行なわれて、しかも事業の対象となるものがつきり確定して、事業の実施にまではいかないとしても、すでに事業の対象地域として確定しておるというふうなもののもの、ということでございますので、補足させていただきます。

○林(孝)委員 いまの訂正は非常に重大な訂正になるわけですね。その辺が非常に問題であると指摘する点なんです。いま訂正されました、公的都市計画の対象として確定しているという表現を用いられたけれども、確定というものは、どの時点をもって確定というふうな認識をされておるわけですか。

○平松説明員 都市計画法に基づきまして都市計画が決定されるわけでございますけれども、その中で、たとえば宅地について申し上げますと、宅地ということがつきり確定しておるというていものをさしておるわけでございます。

○林(孝)委員 それではちょっと理解できないですけれども、宅地として確定しておるというものは、具体的に、宅地の場合だったら、どういう状態にある時点をとらえて確定というふうな認識するのですか。

○平松説明員 たとえて申し上げますと、市街化

区域の中では用地指定をやることになっておるわけでございます。その中でただ宅地という形で決定されておるものという意味で申し上げたわけでありまして。

○林(孝)委員 宅地の場合は、用地指定が都市計画の対象として確定しておるというその判断が基準になる。じゃ、たとえば宅地以外の道路の場合、それから公共の施設、たとえば先日来問題になっております北海道における長沼裁判、こういうところではいわゆる自衛隊違憲問題が起つてきたわけでありまして、あつた場合、一体どの時点が公益的機能として確定しておるというふうな判断をするのですか。

○平松説明員 概括的に御説明を申し上げますならば、都市計画で市街化調整区域になっておるところは全部地域森林計画の対象になるというふうにお考えいただいてけっこうだと思ひます。

○林(孝)委員 それはわかりました。用地指定がその時点というのでしよう。私が質問しておるものは、それじゃ道路の場合はどうかと具体的に伺ひしておるわけですね。

○平松説明員 都市計画の中で道路計画がどのようにして決定されるかということになるわけでございますけれども、私どもの観念では、市街化調整区域の中で道路として確定しておるという形のものはないんじゃないか。ですから、一応現在の私どもの地域森林計画の対象として考えていきま

す場合には、市街化調整区域の中の森林は地域森林計画の対象として全部包含してまいりたいというふうな考えでおります。

○林(孝)委員 この議論はあとでまた話めるとして留保させていただきます。

それでは次に、いま公的都市計画の対象としてすでに確定している民有林、これはどの程度の面積があるか、このデータを発表していただきたいと思ひます。

○平松説明員 先生のお尋ねに直接該当するかどうかちょっと疑問がございますけれども、市街化区域の中に存在します森林というのが現在約七万

ヘクタールありますが、それがすべて地域森林計画から除外されるということにはならないだろうというふうな考えです。

○林(孝)委員 すべて除外されない。じゃ、除外されるものと除外されないものの面積の対比がわかりましたらお願いします。

それから確定する以前、いわゆる市街化区域として確定する、まだ用途指定が行なわれてないという段階において、すでに買い占められておる山林があります。この民有林の面積がわかりましたら、答へ願ひたいと思ひます。

○平松説明員 たとえば市街化区域の中にも、環境保全のために保健保安林として指定を相当とするというふうな森林もあると思ひますから、そういうものは、いま申し上げましたように、市街化区域の中にございますけれども、地域森林計画の対象として取り上げていくというふうな形で考えていきたいと思ひます。

現在市街化区域の七万ヘクタールという森林の中で買い占めが行なわれたのはどの程度あるかということでございますけれども、所有権の移転というのは私どもでちょっと把握する方法がございませんので、正確な数字は申し上げかねるわけでございます。

○林(孝)委員 正確に都市計画確立の民有林の面積、これは七万ヘクタールという話でございます。が、その内訳についてはつきりまだしてない。いずれにしても非常に膨大な面積であります。こういう現実問題があるというところは、この地域森林計画との関係において非常に重要な意味をもつと私は思ふわけですね。たとえばその地域に指定されたか指定されなかつたかという問題。じゃ、その区域はなぜ指定されなかつたのだらうかという疑問が、次から次にそうした疑問が起つてくるわけでありまして、いま具体的にデータがわからないというところでありまして、その次の質問に続かないわけでありまして、はつきりすれば、じゃ、この地域がなぜ区域に指定されなかつたのかというふうなことが私の次の疑問なんです。し

たかつて、その次にはいれませんが、その点を後ほどでもつけようですから、資料としていただきたいと思います。

○平松説明員 市街化区域の中に編入するかどうかという点につきましては、これは都市計画法の施行の問題でございますので、私どもの所掌に属しておりませんので、私どもから申し上げるわけにはまいらないわけでございますけれども、要するに、市街化することが適当である、宅地とか工場敷地とか、そういう形のものとして利用することが土地利用計画に適當であるということ、都市計画法の施行のあり方として都市計画の中でそういうような指定が行なわれておるというふうな私どもは承知しておるわけでございます。

○林孝委員 もう一回重ねて申し上げますけれども、たとえは開発途中にある、しかし、その森林計画からいって、それはその開発行為に対して規制すべきであるという判断が起ってくる、こういう相対する問題が起ってくる、私は思うのです。こういう一つの仮定の中において、これは開発不適格というふうに森林法サイドから判断した場合、じゃ、開発途中のものはどうなるのか、これが予想されるわけですね。そうしたときに、たとえばその考え方というものが、先ほど、どういふところは除外するかという判断がはっきりしたわけでありまして、こういう判断の基準でやっていた場合に、そうした問題が起ってくるのか、そうしたものにどういふふうに対処していくのか、こういう点が一つの問題であると思っております。この点について答弁をいただきたいと思っております。

○平松説明員 現在御審議いただいておりますところの森林法の改正法案が成立をいたしましたとして、現実には施行になるという状態になりました場合に、開発が行なわれておる森林をどういふふうにするかという点でございますが、これは開発がすでに着手されておるとしまして、この森林が森林でない状態になっておるものは別といたしまして、一応森林の姿で残っておるというものにつ

いては、森林法の対象として森林として捕捉することが相当であるものについては地域森林計画の対象となりましようし、また開発規制を行なうという点になるわけでございますが、開発規制を行なう際に、今度の法律の中ですでに開発の途中にあるもの、途中にあるものというものは、具体的な開発計画として一つの団地といいますが、会社などのプロジェクトとしてやっているというふうな開発対象については、これは法律の施行以前に着手したものの権利の制限という点になるわけでございますから、そういうものについては除外するということと考えているわけでございますけれども、ただ、その実際の運用の場面について、脱法というふうなことで法の精神をもぐらうというふうな形のもの起らないようにという形で適用を考えてまいりたいと思っております。

○林孝委員 それから、もう一つの相対するところで起ってくる問題は、国土総合開発との関連性です。この森林法サイドのいわゆる区域指定と、国土総合開発の面での区域指定、これは必ずしもびつたり合うものじゃありません。そういう点の調整といえますか、判断をどのようにされるのか、その点をはっきりしていただきたいと思っております。

○平松説明員 先生御承知のとおり、国土総合開発法案の中で五つの地域分けが行なわれまして、その中に森林地域というものがあつたわけでございしますが、その森林地域と地域森林計画の対象となる森林とどういふ関係になるかというふうな点も尋ねておると思っております。

国土総合開発法の森林地域につきましては、必ずしも森林だけをその構成要素とするものではございませんで、森林と不可分の道路であるとか田畑であるとか道路敷とか、そういうようなものを一部取り込んだものを全体として一体的な広がりとして把握していくということになるのかといふ点も尋ねておると思っております。その中核となるものは、地域森林計画の対象となることのある民有林と

それから国有林というふうな形にならうかと考えております。

○林孝委員 それは、いわゆる国土総合開発法の審議をしている建設省サイドとの了解はちゃんとしておるわけですか。

○平松説明員 現在、国土総合開発法案の主管省でございますところの企画庁との間にも、その点についての打ち合わせをいたしまして、現在私が答弁申し上げたことと相互了解済みでございます。

○林孝委員 次に、森林計画の公益的機能確保のために、いわゆる森林所有者が地域森林計画に従って施策をしていくように指導といいますが、誘導していくといいますが、そういうことをやる必要がある、その方法について明確にお答え願いたいと思っております。

○平松説明員 森林計画策定につきましては、全国森林計画、地域森林計画というふうになっておりまして、その下で個々の森林所有者は森林の施策計画をつくるということになっておりますけれども、個々の森林施策計画の作成というものは個々の所有者の任意にまかされておることとございまして、ただ、その個々の森林所有者が自由にまかされておるから自由というふうなことで、われわれが意図しておりますような形で施策計画をつくってこないということになりますと、計画制度の画竜点睛を欠くということになりますので、私どもといたしましては、税制であるとかあるいは金融であるとか、そういうふうな面でめんどろを見てまいります。

たとえば税制の問題で申し上げますと、森林施策計画をつくって施策をしておる森林所有者については、所得税の課税の場合あるいは法人税の課税の場合に特典を与えるというふうなことをやっておりますし、また造林の補助金の際にも、森林施策計画に即して施策をやっておる所有者に對しては、造林の補助として手厚く補助をする、あるいは農林漁業金融公庫の融資をいたします際にも、施策計画に即して森林の所有者、林業家に

優先的に融資をしていくというふうなことを考えている。

そういうふうなことで、私どもが意図しております方向へ皆さん方にやっていたかどうかということも期待しておるわけでございます。

○林孝委員 さらに、先ほどの民有林の開発行為に話を戻して、今回の法案の中に導入された許可制、この問題に關して数点お伺いしますが、一定規模以上というところで都道府県知事の許可制、こういうふうになっておるわけですか。その一定規模というのはいくつ以上というところであるそうであるが、じゃ、たとえば一ヘクタール以下、九十アールあるいは九十五アール、このような開発、これは許可を必要としない。そうしますと、こういう単位で個別に開発が行なわれていった場合に、総合的に考えれば当然一ヘクタール以上になるけれども、単一的に見れば一ヘクタール以下だ、こういうものに対する対処はどのようにされますか。

○平松説明員 現在、政令で定める基準といたしましては、先生が御指摘ございましたように、一ヘクタール以上の開発行為について規制をするというところを考へておるわけでございまして、と申しますのは、たとえて申しますと、小規模の農地を農民が開発していくというところまで押え込んでいく必要はないのじゃないかというふうな考えられますので、現在開発行為が行なわれるといたしまして、いろいろな問題が起ってくるものについて調べてみますと、大体一ヘクタール以上というところの問題がある。ことに土石の採取というふうな形のもので、そこいらのところから問題があるというふうな点でございまして、その線で押えたいというところでございまして。

実行の過程におきまして、今後その基準で押えるということが問題であるというふうな事態が起りますならば、これは政令でございまして、その段階でまたさらに吟味を加えていくということにならうかと思っております。また、道路につきましては、これは一ヘクタール

ルの広がりということよりも、むしろ幅が一応問題にならうかと思ひますので、そういう点について道路はまた重々考慮を考へてまいりたいというふうな考へておるわけでございます。

それから、先生御指摘の、脱法的に一ヘクタール以下、一ヘクタール以下ということでも積み重ねていって、実際それ以上の開発行為を行なうというものについてどう対処するかということでもございませうけれども、ゴルフ場などのようにああいう大規模なものについては先生御指摘のような事態は起こり得ないのではないかと、そういうように考へられます。具体的な事案としてそれが起こり得るであろうと考へられますのは、宅地造成というように考へられますけれども、そういう点につきましても、具体的な事案を合せて一つのプロジェクトとして考へるべきであるということが考へられるようなものにつきましても、私どもとしては、やはり法の精神に照らして、これは許可の規制の対象とすべきであるというふうな形で処置をしてまいりたいというふうに考へます。

○林(孝)委員 このばを考へて質問しますと、なぜ一ヘクタール以上にしたかということに対しては答弁があつたわけですが、それじゃ、なぜ住宅の開発については許可制というところへ発展しなかつたのか、こういう点に関する理由づけを明確にしたいと思ひます。

○平松説明員 確かに先生いま御指摘のような形で、いかに小さな規模の開発行為であっても、これを規制するというふうなことで押え込んでいくという方法の一つの方法として考へられると思ひます。ただ、御存じのように、民有林の面積が千七百万ヘクタールございまして、それについての個々の規制行為というところで考へてまいりますと、非常に膨大な件数になるということでございまして、また、個々に小さな、たとえば農民の方が住宅建設をされるというふうな場合、そういうものを規制するというふうな形で押え込んでいく必要

があるのかどうかということについては、個々の事案によつては押える必要があらうかと思ひますけれども、そういうものよりも、むしろ現在の乱開発として考へられているものを行政効率よく押え込んでいくという形で考へていくほうが全体的には効率があがるのではないかと、ということで、私どもで現在のとこ一ヘクタール以上ということでも押えておるわけですが、いまの基準にもしそういう先生御指摘のような問題点があるというところが実行上わかりました場合には、その基準を下げてそういう事態に対処してまいりたいというふうに考へております。

○林(孝)委員 この許可基準の運用という面について質問しているわけですが、法案の中に「土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること」とそれから「水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること」との二つが政府が最もきびしい規制、そういう主張をされておるところであります。ところが、今日までのこうした行政上の問題でありましても、保安林でさえ代替施設によつて解除できるということで行政府が行なわれておる。そういう面から考へますと、この「土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること」とそれから「水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること」との二つはどこまで期待できるかという心配があるわけでありま。この運用にあたつては、運用通達というものが作成されることになると思ひますが、その内容はどうかおるか、答弁していただきたいと思ひます。

○平松説明員 法案の中で十条の二の二項の一号、二号、三号というところに不許可に該当する事案を列記しておるわけですが、先生がおっしゃいますような形で代替施設というふうなことになるかと、一号というの「災害を発生させるおそれ」ということでございまして、災害が起こらないように措置をするということに代替というものはある程度考へられるかと思ひます。ただ、二号の水の確保ということになりますと、

代替施設というものが必ずしも十分に期待できるかどうか、できるところもございませうし、できないところもある。三号の環境の悪化ということになりますと、これはちよつと代替施設で代替できないのではないかと考へられますので、代替施設をつくることによつてすべて開発するつもりではないかというお尋ねにつきましても、一号の災害防止につきましても、代替施設をすることによつて許可が得られるということもある。ただ、その場合も、森林であることとコンクリートの砂防堰堤であるというものがどうだという問題も、また三号のからみで出てまいるということがございまして、一号にしてもそのままですぐ代替施設で確実に開発が許可されるということにはならぬだらうと思ひます。その点につきましても、一号につきましても、保安林行政についての蓄積が相当ございまして、実際許可にあたつての留意事項についての通達というものはすぐ私ども用意できるであらうというふうに考へるわけでありま

す。

二号につきましても、その地域における水の供給の状態あるいは需要の状態、それからその水がどういうような形で使用されておるか、そういうような形でかりに水が減るとして、その減る場合には、減ることについての代替ができるかどうか、それによつて地域の住民の方かどの程度支障を来たされるか、その支障を来たされるのが地域の住民の方にとつて受忍できる範囲であるかどうかという形にならうかと思ひます。

三号につきましても、自然環境保全法がいま施行されておまして、向こうの法についても現在いろいろ施行に当たつての政令なり省令なりというものが考へられておるようでございますから、向こうの施行のいろいろの態様というものを考へ方の調和をされるような形で、その蓄積のもとに学識経験者あたりの御意見を聞いてきめてまいるというふうな形で対処してまいりたいというふうに考へております。

○林(孝)委員 この三つ、これは知事の許可の

判断基準ということでございしますが、私がこゝで一つ問題として提起したいのは、都道府県知事の判断あるいはその運用のしかたが、今回の法律改正の重要な意味を持つておるところのいわゆる森林の公益性を守るといふ上から、明らかに適切で道府県知事に対する政府の行政指導というものはどういう形で行なわれるのか。また、その行政指導の根拠法は何なのか。その点をお尋ねしたいと思ひます。

○平松説明員 私どももいたしまして、私どもも考へておりますものを具体的に実行していく過程において、国が全部末端まで行なうということができないものでございまして、都道府県知事に国の機関として事務を委任する、いわゆる機関委任事務といわれておるわけですが、機関委任事務として処理をお願いするということになるわけでございます。その機関委任事務としてお願いをするという限りについてお願いをするのは、私どもはこういう意図に基づいてお願いをするのでございまして、私が私どもの指導通達に当たつるかと思ひます。そういう指導通達で、私どもがお願いをした、そのお願いの中身について知事さんが仕事をやっていただく上で、私どもの意図と反するということや事態というものは起こり得ないと思ひますけれども、もしかりに起こつた場合どうするかという先生の御尋ねでございます。地方自治法と国家行政組織法にそれぞれ国が知事さんにどういうような形で対処するかという手続が書いてございまして、それに従つて対処してまいるというふうなことになるかと思ひます。

○林(孝)委員 何条ですか。

○平松説明員 具体的に申し上げますと、地方自治法の関係では百五十条に主務大臣が指揮監督をすることができると規定がございまして、百四十六條に主務大臣が職務執行命令ができることになつております。百四十六條の六項で確證の裁判というものは、百四十六條の六項で確證の裁判というものは

のが請求できるというように、大体百四十六条と百五十条というところでその関係の規定があるわけでございます。また百四十六条の八項では、極端な例でございますけれども、内閣総理大臣による罷免だとか内閣総理大臣の監督権だとかいうような規定があるわけでございます。

それから国家行政組織法のほうでは、第十五条に「各大臣は、主任の事務について、地方自治法第五十条の規定により、地方公共団体の長のなす国の行政事務に關し、その長を指揮監督することが出来る」と云々ということがあって、いま地方自治法で申し上げましたことを逆に国側のほうから規定しておるわけでございます。

○林(孝)委員 それから、開行爲について、法案の要綱の中で「国又は地方公共団体が行なう場合等一定の場合を除いて」というふうに規定されておりますが、「国又は地方公共団体が行なう場合等一定の場合」とは具体的に何を意味するのか、この点について明快に答えていただきたい。

○平松説明員 国や地方公共団体が行なう開行爲としては具体的にどういふものがあるかということにつきましては、たとえば農林省の所管で申し上げますと、国営の土地改良というふうなものがございます、これは国が直接行なうというふうな開行爲に当たるわけでございますが、同じ土地改良法に基づく土地改良事業で申し上げますと、府県営の土地改良事業があるということになるわけでございます。

「等」というところで何を考えておるかということでございます、国の特殊法人であるとか地方の公社であるとか、そういうものがそういうものに当たるとかというふうに考えるわけでございます。

○林(孝)委員 そこで、私はいま一つお伺いしたいのは、このように森林法の改正の審議の中でいろいろ心配になる点、これがあるわけでありすけれども、その一つの裏づけとして、たとえば保安林の解除の問題があります。

保安林の解除について伺いますけれども、たと

えばゴルフ場に関して保安林を解除した例があるわけですね。いまでもゴルフ場に関して保安林解除の申請が農林省に出ておりますか。

○鈴木説明員 現在でも出ております。

○林(孝)委員 現在も出ておる。農林省の態度として、このゴルフ場に対する保安林解除に關する考え方、そこに非常にいい点があるが、今日まであったわけですね。たとえば兵庫県の加西市で開発されたゴルフ場、これは市長が保安林解除の申請者になっているわけですね。そして、どういふ形でその山林が動いているかといふと、私有林、それが第三者の、具体的に名前をあげますと山陽カントリークラブというのですが、そこへ売り渡された。そしてその会社がゴルフ場をやるといふことで開発をする。その中に保安林が十二ヘクタールある。ところが、その保安林解除の申請を市長がやっておる。所有者じゃない市長が保安林の解除の申請をしておる。これを農林省は許可した。こういう具体的な実例があります。この点は間違いないですか。

○鈴木説明員 申請者は市長になっております。間違いないでございます。

○林(孝)委員 農林大臣、これは一例ですけれども、保安林解除のこういう具体的な例があります。ゴルフ場での三年間に保安林解除をされておるのは相当数あるわけですね。いまも申請が出ておる、こういうことなんです、こういう具体的な例を、いま私、一例をあげたわけですが、他にも、どのように受けとめられておりますか。

○櫻内閣務大臣 ただいまの場合は市長の申請にかかると、私としては当時の事情がはつきりわかりませんが、どなたが申請をいたしましたし、それを処理する上に不適切であればそれは問題があるかと思つてございます。しかし、御質問の御趣旨は、ゴルフ場に対する保安林の解除が非常に目立つのではないかと、そこに問題がないかという点から問題が起きておるよう、過去の事例を考えてみますと、思えるのであります。

したが、いまして、国会でも問題になりましてから、

今後従来のような扱いよりも少し公共的なことをよく考えて適切な処理をするほうがよいというところで、国会での質疑応答の中から、私としても今後慎重を期したいということから、たしか三月であつたか、いまはつきり覚えておりませんが、ある時点を限りまして、その後の扱いについては国会の御議論も反映しながら適切に行なうように、一応方針を変えたわけでありまして。そういうことで、過去においての事例がいろいろあつて、ときに御批判を受けるような場合があつたかと思ひますが、私としてはそれが不当に行なわれたとかあるいは法律に違反するような状況であるとかというように一つ一つの問題を取り上げて考えたことはございませんが、しかし、保安林の解除というものが非常に多く行なわれておるといふ、またそれがゴルフ場に対してそういうふうに行なわれていくのがいいのか悪いのかというふうなことから、私として、三月ごろの時期を区切つて、見直していく、一そう適正に行ないたいというふうな措置をとつた。一つ一つの例については事情がよくわかりませんが、いまの場合も、ただ市長の申請にかかると、そこで直ちに、私は、それは当を得ないとか、不都合だとか、こうお答えしにくいので、概括的に一応お答え申し上げます。

○福田政府委員 ちょっと私から補足してお答えいたしますが、いま大臣から御説明ございましたように、最近ゴルフ場についての非常な開発要請がございまして、国会で問題になったわけでございます。去年六月二十六日付をもちまして、各県に通告を出した次第でございます。

その考え方を簡単に申し上げますと、すでに四十七年度末までに計画が出ておりましたその一部に着工しておる分を含めまして、その件については約八十件ございまして、きびしい一つの基準をつくつてこれを指導したものでございまして。たとえばその地帯の中に森林は必ず四〇％は少なくとも残す、あるいは傾斜二十五度以上は、これはゴルフ場として使わない、治山工事をやつた個所については十年間はこれをゴルフ場としない、

あるいはコースとコースの間は少なくとも二十メートル森林を残すというふうな規制をかけたわけでございます。それによりますと、だいたいはずれてくるものがございます、ただいま嚴重にそうしたものについては審査いたして、すでに実施しておるものだけについてそういう規制をいたしております。

今後はどうするかという問題がございまして、今後につきましては、受付は現在いたしておりませんが、森林法の中で、このゴルフ場と同時に、住宅関係の開発であるとかその他の開発関係を設けておるのを指導してまいりたいと考えておるところでございます。

○林(孝)委員 保安林というのは最もきびしいものだといふことですね。それで、さらに森林法で規制する、こういうことですね。その最もきびしい保安林の解除という問題について、たとえば許可権限を持てている知事が保安林の解除申請ということになれば、非常に問題になってくるケースが出てくるんじゃないか。それを前提として、先ほど申し上げた場合どうするかというのを聞いたわけでありまして、それに対しては根拠法が明らかにされました。もともとときどきいふ程度で農林大臣は答弁されておるのです。それはどういふことか、はつきり言いますと、「保安林の、今後解除するかしないか、こういうことにつきましては、ただいまの御意見よく承りました。私もゴルフ場について保安林の解除はいたさない、こういうことを明白に申し上げておきます。」という答弁なんです。ですから、条件つきで処理するとかというふうなことはなしに、「ゴルフ場について保安林の解除はいたさない、こういうことを明白に申し上げておきます。」というふうになつておるわけですね。その考え方は、大臣、いまも変わらないわけですね。

○櫻内閣務大臣 私、いま速記録を拝見してお答えしてもいいのですが、そのときにたぶん参議院における黒柳委員の御質問にお答えをしたと思う

のです。黒柳委員はいろいろおっしゃられてまして、たしかそのときはケース・バイ・ケースというようにあるんじゃないか、そうやばなことを言ったら——ことは十分覚えておりませんが、そう無理なことを言っておるのじゃないのですよというふうにいりとおっしゃられたのであります。したがって、私は、そういうことを承って、そしてそのおっしゃっておることに同感を覚えて、ゴルフ場については許可しないようにしていこう。しかし、一応今後いろいろな場合がございまして、その黒柳委員のいろいろなお話を聞いた上に立ってそしてお答えをしておりますから、そう言つては何ですが、黒柳委員も多少は私の答弁しいように、私に對してある程度は、情状酌量というのをおかしいですが、お答えを誘導するような雰囲気の中で、たぶん速記録を見るとそうなるおと私は思います。しかし、私はみだりにゴルフ場に保安林をどんどん解除することとは好ましくないという見地に立ってお答えしておることは当然でございます。

○林(孝)委員 感覚的なムード的な問題じゃないに、大臣の本心としていま答弁願いたいわけですが、保安林の解除というものが、これがそういう形で、こういう条件の場合とかいう形でやっていると、そのなかで、それとも大臣が、情状酌量とかそういうところで誘導尋問的に、ついそういう話ばかりしたことを言つたけれどもというふうなことがあるのか、その辺非常に微妙なんですけれども、ことばじりとかいうことでなしに、大臣の気持ちとして、あるいは最高責任者として、保安林の解除に關してはこういうことなんだということをはっきりここで答弁しておいていただきたいと思うのです。

○櫻内閣務大臣 やはりそこにお答えしておるうちに、あらゆる角度から保安林のゴルフ場解除に關しての問題をお取り上げになつてお話があったわけでありまして。だから、私としては、お話を承り、そこで云々ということがつておるのです。私としては、基本的にゴルフ場に保安林解除がど

んど行なわれていいことを考えておりません。保安林が公益的な機能を持つておつて非常に必要なことであるというその原則には立つておるものであります。ただ、詰めていまだたてて聞かれると、私は、いまそういう考えはないのです。しかし、極端な場合、私有地が大部分でほんの一部保安林がかかつておつて、しかも時代の要請でほんとうにそこは解除してやってもいいのだというふうな特殊な場合もありはしないかと思うので、詰めて聞かれますと、ちよつとお答えをしてくいのであります。しかし、基本的な姿勢としては、保安林は保安林としての目的を持つておる、そしてそれはお話しのように公益的な機能の上に必要なのである。したがって、いかなる場合でも解除する場合にはそれに應ずる代替施設をするようにはなつておるけれども、しかし、それが近來のようなゴルフ場ムードの上で、かりにもそういう基本的な考えがたがえられて、そして保安林を解除するということは全然私は考えておらないのであります。しかし、ちよつと詰められて、あらゆる場合を言われると、少しお答えしにくいところがございます。したがって、そこに黒柳委員もいろいろとおっしゃつてのことであつたので、それをいろいろ承つて云々と、その中にはほんとにおっしゃるおとだと思ふこともあつたし、それからまた、ちよつと私が答えいようにおっしゃつておることもあるので、そういうことばがついておりますが、基本的な姿勢としては、保安林の解除についてはゴルフ場について厳密に考えていかなければならないと思ひます。

○林(孝)委員 局地的なということからしますと、私は、たとえばことしに入つて三月までに保安林解除で地上がつたところのゴルフ場が十件。面積も多いのは十三ヘクタールとか十ヘクタール、十一ヘクタール、三十九ヘクタール、こういうものが保安林解除されてゴルフ場になつておるわけなんです。こういうことがありますから、一体この答弁どおりなのかどうかという疑問が出てくるわけなんです。いまも申請が行なわれておるといふ先ほど

の答弁でしたから、こういう申請されておるものに対して今後どういう態度で臨まれるのかということでもあります。もう少しはっきりものを言つてもらわなければ困る、そう思うわけなんです。

○櫻内閣務大臣 大体いろいろ申し上げて御理解を得ておると思うのです。基本的な姿勢としては、保安林というものの重要性にかんがみましてみだりに解除すべきものではない。特に現在ゴルフ場が非常に乱立しておるというふうな状況のもとにおいて私はそういうふうな考えをしております。

○林(孝)委員 いまの大臣の答弁を聞いておつても、はつきりものを言つてもらつていようという理解が私にはできないわけでありまして。というのは、今回の森林法の改正に關しては、事前に、とにかく森林法ができればゴルフ場のそうした問題は解決するといふことはこの委員会でも、提案される以前ですけれども、盛んに答弁されてきました。そして提案された。そして審議の過程で、なるほど一歩前進している、そういう内容のものも多々あります。しかし、それ以前にこうした保安林の解除という問題に關してこのよう具体的な実例があり、そして現在も保安林解除の申請がゴルフ場に關して行なわれておる。だが、ゴルフ場に關しては保安林の解除をいたしません、そのように一方では答弁されておる。答弁はそのようにされておるけれども、実際、現実問題としては申請が續いておるし、保安林の解除というものはほつきり受けつけないという態度であるのかというところでもない。いろいろな条件があつて、そしてこういう場合は認めてもいいじゃないか、こういう形です。ですから、非常に幅が広いという感じがするわけなんです。そういうふうな形でいきますと、その幅はどこまでがどうなのかという線については、先ほど通達というところで話が出ましたけれども、あの通達で、これからの保安林解除の、ゴルフ場に關する申請の許可の基準になるのかならぬのか。さらに、そういう通達は出しておるけれども、これは当面の問題であつて、将来において

はこの通達ではなしに、保安林解除の申請、ゴルフ場に關する申請についてはもっときびしい態度で臨むのか、こういうところまで答弁を願ひたい、このように思ふわけでありまして。

○福田政府委員 御質問のございました、先ほどお答えした通達でございますが、これはすでに工事に關しておるものであるとか、すでにゴルフ場計画ができて、それを申請されて受理してそれを審査中のものであるとかという八十件のものについての通達でございます。端的に申し上げると、経過措置と申しますが、そういうものでござい

今後どうするのだという御質問でございます。今後の問題につきましては、新しく申請してくるものについては、この森林法の改正の中で保安林とそれから保安林以外の普通林との両方に規制をしましななければならぬわけでございます。そこで、今後は、この保安林の規制につきましては、ゴルフ場はもちろんその他の開発についても保安林についてはきびしい規制をさらにかけていくように検討しておる段階でございます。それから普通林についても、一ヘクタール以上のものについては、先ほど御質問の中で御指摘ございました三つの条件で基準をつくつてまいりたいというふうなことを現在検討中でございます。

大きな考え方を申し上げますと、たとえば地形とかあるいは土壌であるとか、傾斜度であるとか、水の關係あるいは土砂崩壊の關係、いろいろ影響するわけがございますから、一応私たちは全国的な、県の知事がそれに基づいて判断できるような基準をつくり上げて、それをもとにして知事がそれぞれ具体的なケースについてこれを判断していくというふうにして、知事が恣意的な判断のできないようにしてまいりたいというふうに考えております。

○林(孝)委員 この点については今後の経過というものもありますから、一応この程度にとめておきたいと思ひます。

次に、森林法二十六条「農林大臣は、保安林に

は先ほど大臣からお答えございましたように、長沼の場合にもこの条項が頭の中にあつたということを申しても差しつかえないと思います。

○櫻内閣務大臣　ただいま林政部長のほうから法律論としてお答えを申し上げておるとおりでございます。

○林(孝)委員　そうすると、国防という概念、それは土地収用法の第三条には含まれていないわけでありますけれども、しかし、国及び地方団体が行なうという中に国防というものを含めて解釈しているという、そういう見解ですか。

○平松説明員　土地収用法の第三条の規定は、国の行なうものについては土地収用の対象になり得るのだというふうな規定でございますから、自衛隊も国の機関でございますので、国が行なうというふうなものに入るといふふうに私も解釈しております。

○林(孝)委員　それから、この問題に関してさらにあとでお伺いしたいことがたくさんあるわけでありますけれども、関連して同僚の瀬野委員から質問の用意がありますので、私の時間の範囲内で

○佐々木委員長 関連して瀬野栄次郎君。
○瀬野委員 森林法の一部を改正する法律案について、ただいま問題になっております保安林に關連して、農林大臣はじめ当局に質問いたします。
自衛隊が合憲か違憲かの論争で注目されておりました長沼ナイキ基地訴訟は、去る九月七日に札幌地裁第一部隊で、自衛隊は戦力であり憲法違反であるとの自衛隊に対する違憲判決を下したわけでありました。政府は直ちに上告というところでいろいろ手続をなさったわけでありますが、法的決着は上級審でこれを行なうということになるにしても、この中で保安林解除が根本的な問題であることは御承知のとおりでございます。
そこで、私は、本日、憲法論議は、別な機会というところで、しようとは思いませんが、森林法の審議の中でもございしますので、現在の実は百里基地訴訟、小西反戦自衛官裁判、日本原射撃訓練

止訴訟、また福岡の米軍射撃場、これは五カ年の契約で解決のめどが立ちつつありますけれども、こうしたたぐいさんの関連の問題もありますし、今回の森林法の審議にもいろいろ関係がございますものでありますから、時間の関係もございまして、はしょって次の審議のためにぜひここでたいておきたいことを若干この機会にお尋ねをしたい、かように思っております。もちろん本件については各党いろいろ協議いたしまして、別途そろい踏みで徹底審議をするということに申し合わせをいたしておりますことも付言いたします。

そこで、最初に農林大臣にまずお伺いしますが、九月七日の長沼ナイキ基地訴訟の判決が出たわけでありまして。この判決に対して大臣はどういうふうにお受けとめておられるか、その辺まず一点お伺いしたいのであります。

○櫻内閣務大臣 今回判決後に、飛躍上告もしよう、こういう考えに法務大臣が立たれましたように、憲法問題に対する最終的な判断は最高裁判所にあるというように私は認識をしておるのであります。あくまでも保安林指定解除ということが私どもの主張する「公益上の理由により必要が生じた」ということについて、それは違う、あるいはこういう点で考えについてあやまちがあるとかいうふうな地裁の判断が出されておりますれば、私どもはおのずからそれについて受けとめ方があるのであります。この判決の基本が、憲法に違反する、したがって「公益上の理由により必要が生じた」に当たらないというふうな判決でございまして。そういうことでありますから、私としては実はこの保安林指定解除の関係からは、先ほどもお答えを申し上げたようにことで私としての判断が立つのであります。私自身の立場からいろいろ判断のしにくい面がございまして、現在法務大臣のほうでいろいろお考えを願っておる、こういうことで、実はこの問題については当面の対象者が農林大臣ということではございまして、それ以上に及んでおるような見解に立っておるわけではございません。しかし、この公判におきまして私を

代理する弁護士の方によっていろいろ意見は述べられておるところでございましてけれども、今回のような判決が出て私自身としてはどういふ感じかというならば、いまだそのようなことから、非常に遺憾に存じておるわけでありまして。

○瀬野委員 そこで、一応大臣の見解を承っておりますことにつきまして、先ほど林委員からいろいろ指摘があったわけですが、二十六条の保安林の解除の項でございまして、二項と三項、これにはいろいろ解釈のしかたがあるわけですが、私は端的に申し上げますが、この二項について、また二項について、いまになって当局の人、あえて名前を言いませんけれども、たとえば二項でやっておけばこういうことはなかったのではないかと、いうようなことをちらちらとわれわれ耳にするわけですね。ところが、従来から二十六条の二項、これではほとんど保安林の解除というものを償例として今日までやってきています。そういうことから、農林大臣は、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができると。この二項によると代替施設はつくらぬでもよいというふうな解釈を当局はしているやに聞いている。この点少し明確にしておきたい。この次の質問にも関係があるのであえて聞いておきたい。それと二十六条の一項であれば、技術論でやっておかされたのだ、だから一項ならば問題がなかったのではないかと、いうようなことも言われて、何か問題があるやに、よくわれわれの耳にしておる。この点も少しはつきりしておきたい。すなわち一項では当然代替地、保安林の機能にかわる施設をつくってやらなければならないというふうな意味しておるとわれわれは理解するし、また公益上の理由で解除しないようにせよ、というふうな理由があるやに私たちは受けとめておるわけですが、先ほどの林委員に対する質問とあわせましていろいろ聞きたいこと一ぱいありますけれども、それらの点の相違点、また先ほど申しましたように、二項でやったから問題だ、一項でやれば問題はなかったのじゃないか、従来の慣例に従ったために

今回はずいぶん大きなミスをしたと言わんばかりのことを当局のほうからもちろはらと聞くわけでありまして、そういう点についてこの機会に農林大臣から明確にお答えをいただいておりますか、よろしくお願いたします。

○平松説明員 大臣のお答えの前に私もから事務的に説明をさせていただきたいと思っております。一項でやっておけば問題なかったのという点につきましては、先生もそういう話をちらちら耳にするというところでございまして、二項でやったのが現実でございまして、その現実を踏まえてどう考えるかという形で対応すべきものと考えますので、その点についてはお答えは差し控えておきたいと思っております。

二項の問題で、二項でいけば代替施設は要らないことになるのではないかと、いうふうなお尋ねでございまして、公益上の必要が生じた場合には、二項で、先ほど林先生にお答えいたしましたように、保安林の指定も公益上の理由によつておけるのだ、新しい解除の理由となる公益上の理由、公益性を持った事業、そういうものについても公益性があるのだ、その公益性の比較衡量を裁量するということによつて二項の行為を起すのだ、ということをお説明いたしましたわけではございません。その比較衡量をいたします際に、保安林の解除をするというところで保安林の指定による公益性というものが失われるわけではございませんから、その公益性の喪失を最小限に食い止めるという意味において代替施設があるというふうな状態の保安林の公益性、そういう代替施設がない場合の公益性というものと新しい事業の公益性とはおのずから秤量の際に差が出てくるという意味におきまして代替施設が設けられたものであらうというふうには私は考えるわけではございません。そういう意味におきまして、第二項の場合にも、公益性の秤量の場合に、保安林の指定による公益性というものがございまして、それが失われる、その失われる量が最も少なくなるというふうな状態が可能であるならば、その失われる量が最も少ない状態にし

ておいて新しい公益性と比較するといふふうなことも当然考えられてしかるべきではないかというふうに考えますので、第二項の場合にも、代替施設の必要がないというところでなしに、そういうふうな可能な限りの手段を尽くすことによつて最大の公益性を確保するということが、森林法の解釈にあたって対すべき態度ではなからうかというふうにお考えのわけではございません。

○瀬野委員 議事録を見ているいろいろ分析しても、もう一点お伺いしておきます。

これは農林大臣からお答えいただきたいのですが、実は今回の解除について保安林の解除の適法性の問題が論議されておるわけですが、今回の訴訟では、大体二点、大きな問題が出ておるわけですが、きょうはここで全部たすことはできませんが、高射教育訓練施設設置の理由とするが、もし教育訓練施設であれば、洪水防止、農業用水確保など公益的機能を有する保安林の解除をあえて行なう必要はないというふうなことで、いろいろ原告側の争点がはつきり出してあります。

そこで、お尋ねしたいことは、聴聞会等のいろいろ経緯はありますが、いずれにしても今回の解除の理由の中に、保安林の解除の告示をした際に高射教育訓練施設、こういうふうになつておつたのであります。その後航空自衛隊第三高射群のミサイル基地、こういうふうになつたわけですね。申請のときからあとでこう変わつてきております。農林大臣はだまされたのじゃないか、うそをつかれたのじゃないか、こういうふうな国民の素朴な批判があることも事実であり、これら一つの論点になつておるわけですが、これらに対して農林大臣また当局はどのように見解を持っておられるか、明確にお答えをいただきたいのです。○櫻内閣務大臣 法律上の見解がどうなるかは別として、私は、いま教育訓練施設がミサイル基地に変わつておる、何か間違つたのではないか、これは表現としてミサイル基地あるいは教育訓練施設

設、これが全然違ったものであるかどうか、自衛隊が防衛の必要上持つておる施設、それは訓練施設でもある、こういうふうには私としては考えるのでありまして、これが全く異質のものになったというふうにはとっておりませんが、なお、これらの経緯につきましては担当者からお答えをさせます。

○平松説明員 たいま先生から、農林省はだまされたのではないかというふうなお話がございましたが、この事案に關して保安林の解除申請の際の申請書には「高射群施設(高射教育訓練施設)」というところになっておりますし、農林省の告示では「高射教育訓練施設及び同連絡道路敷地とするため」となっておりまして、申請書の文言と基本的には変わっていないというふうに私も承知いたしております。

○瀬野委員 答弁がございましたのであえてお聞きしますが、大臣は異質のものではない、また当局も別に変ったものじゃないというふうな答弁ですが、これは今後の審議にも関係するのであえて聞いておきますが、「高射教育訓練施設」、こういうふうになっておりますけれども、航空自衛隊第三高射群のミサイル基地、こういうふうにはつきりなつたということは、訓練と、実際現在においては実戦部隊になっておりますね、これは大きな違いなんですね。この点も踏まえてのいまの答弁ですか。

○平松説明員 申請の中には「高射群施設(高射教育訓練施設)」とございまして、訓練施設である。現在も訓練を行なう施設であるというふう運用されておると承知いたしております。

○瀬野委員 冒頭申しましたように、この問題はいへんな問題でございまして、いずれ総理を要求し、緊急質問をするなり、連合審査等、いろいろ計画をいたしておるところでございまして、後日各党また打ち合わせの上徹底審議をすることにしまして、以上で保安林に関する私の質問を終わります。

○林(孝)委員 数点お伺いしますが、先ほどの公

益上の理由という概念の認識のしかた、私は先ほどの答弁を聞いておりまして、これは重大なる問題を提起した答弁であった、そのように感じただけであります。

それはどういふことかといふと、そのような把握のしかたというものは、あくまでも保安林指定解除の法的意義が大きく変化しているという認識に立っていない、そうして基本的には、それは先ほど申し上げましたように、公益を優先して民生を軽視する、そういう自由裁量権といふますか、そういうものを受け継いでおる。そういう意味におきまして、私は先ほど土地収用法を例に出して質問したわけでありまして、私はその点について、答弁に非常に私の認識と食い違いがあるというところを申し上げ、さらに、このような問題の把握のしかたという点において重大な問題を含んでおるということ指摘しておきたいと思ふのです。

そして、この三年間に保安林が解除されて自衛隊の基地になっている例として、たとえば大分県の日田郡にあるところの基地、○・八ヘクタールの保安林が解除されております。神奈川県藤野市にあるところの自衛隊の基地、○・三ヘクタール、これは保安林が解除されておる実例であります。こういう保安林解除もやはり公益的理由といふことが判断の基準になって、その公益的理由の概念が、先ほど答弁があったそういう理由に基づくところの解除であるのかどうか、この一点を質問します。

さらに、この三年以前に、いわゆる自衛隊法制定に基づく自衛隊設置以来今日に至るまで、具体的に保安林が解除されてどれだけの基地が設置されたか、こういう資料をこの委員会を通して私は要求するものであります。この点の委員長の取り計らいをよろしく願ひします。

この二点をお伺いして、その提出された資料、さらにただいま議論しておりますところの保安林解除に関する問題、これに關しては相当時間を費やして議論をする必要があると思ひますので、残

余の質問を留保させていただきます、そのように思ふわけであります。

いまの二点について答弁をお願いします。

○平松説明員 第一点目の御質問につきましては、自衛隊のために解除いたしました大分県の津江村でございませうかの分も、それから神奈川県藤野市の分も、公益上の理由ということで解除いたしております。

それから、四十五年以後の資料は先生にさきに提出いたしておるわけですが、四十五年以前の資料になりますと、いろいろ調べなければなりませんので、保安林解除の資料の中から抜き出すなければなりませんので、かなり時間がかかることを御承知いただきたいと思います。

○林(孝)委員 では、残余の質問を留保しまして、終わりたいと思ひます。

○佐々木委員長 次回は明十三日、木曜日、午前十時理事会、午前十時半委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十九分散会

